

群馬大学大学院保健学研究科評価委員会規程

平成23.4.1 制定

改正 令和8.4.1

(設置)

第1条 国立大学法人群馬大学大学評価規則（以下「評価規則」という。）第7条の規定に基づき、群馬大学大学院保健学研究科（以下「保健学研究科」という。）に、群馬大学大学院保健学研究科評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、保健学研究科及び医学部保健学科における教育研究水準の向上及び活性化を図るため、教育研究活動等の自己点検・評価及び群馬大学の職員以外の者による評価・検証（任期制教員の評価を含む。以下「大学評価」という。）を行い、もってその社会的責任を果たすことを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 保健学研究科長
- (2) 保健学研究科に係る評価規則第5条第1項第5号の室員
- (3) 医学部教務委員会保健学科部会長及び入学試験委員会保健学科部会長
- (4) 保健学研究科教務委員長
- (5) 事務部長
- (6) その他保健学研究科長が必要と認める者 若干人

(任期)

第4条 前条第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は第3条第1号の委員をもって充て、副委員長は同条第2号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(会議)

第6条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第8条 委員会に、大学評価に関する具体的事項を検討させるため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会については、別に定める。

(事 務)

第9条 委員会の事務は、昭和地区事務部総務課において処理する

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、保健学研究科教授会の議を経て、保健学研究科長が行う。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和8年4月1日から施行する。